

# 都市再生基本方針改正 概要

都市再生特別措置法の改正による都市再生安全確保計画制度の創設に伴い、都市再生基本方針に、都市再生安全確保計画の作成及び当該計画の実施の際の配慮事項等を追加。併せて、大都市の競争力を支える港湾の再生の基本的方向性について、有識者による検討結果を踏まえて追加。

## 背景

＜東日本大震災から得られる教訓を踏まえた今後の都市再生 ～都市再生特別措置法の一部を改正する法律(平成24年法律第26号)～＞

○都市再生緊急整備協議会は、都市再生緊急整備地域における滞在者等の安全の確保を図るため、ハード・ソフト両面の対策を定めた都市再生安全確保計画を作成することができる制度を創設

＜港湾再生＞

○我が国の大都市における港湾は、国際的なシェアが急激に低下し、輸出産業等を支える欧米向けの基幹航路の維持等のための競争性の向上が大きな課題となっている。

## 都市再生基本方針の改正のポイント

＜東日本大震災から得られる教訓を踏まえた今後の都市再生＞

○都市再生の意義

・「都市再生の実現と併せて都市の防災に関する機能を確保することが重要である」を追加

○都市再生に関する施策の基本的方針 ～災害に強いまちづくりの推進～

・大規模災害が発生した場合に滞在者等の安全を確保する必要性に対する意識が高まっていることを踏まえ、都市再生の推進に際し、併せて滞在者等の安全の確保に係る都市の防災に関する機能を充実

○都市再生緊急整備地域の指定の進め方・整備に当たっての配慮

・都市再生と併せて滞在者等の安全を確保するための対策を講じる必要性が高い地域について、必要に応じて、都市再生緊急整備地域を指定

・都市再生緊急整備地域の整備を進めるに当たっては、以下の点に留意し、都市再生安全確保計画の作成及び事業等の実施を推進

－ 特定都市再生緊急整備地域など、人口・機能が特に集中している地域においては、計画の作成・実施を重点的に推進

－ 国、自治体に加え、警察、消防、建築物の所有者等、鉄道事業者、情報通信事業者、医療機関など滞在者等の安全の確保に必要な関係者による協議会を組織

－ 地域の実情に応じた目標の設定と効果的な対策の推進、民間資金やノウハウ等の活用、関係者間の意識共有と役割分担等の明確化

－ 平常時での地域における防災に関する訓練やまちづくり活動等を通じた継続的に計画の実施に取り組む体制の構築、地域における防災に関する訓練等を通じた計画内容の検証・充実

＜港湾の再生＞

○港湾再生の基本的方向性

・「選択と集中」の考え方のもと、主要な港湾への政策資源の集中を推進

・非効率な港湾利用に関連した規制・制度改革等によるコスト低減・サービス向上

・様々な外部要因が港湾の競争力に影響を与えることを踏まえた、関係府省の連携による総合的な施策の推進